

練馬区カーボンニュートラル化設備の設置に係る補助金交付要綱

平成27年 3月20日

26練環環第1109号制定

令和5年 4月15日 5練環環第3号全部改正

(目的)

第1条 この要綱は、練馬区の区域内（以下「区内」という。）に所在する既存の住宅または事業所等に、省エネルギー化または再生可能エネルギーの導入等を目的とした設備の設置を行う者に対して、その費用の一部を補助することにより、温室効果ガス排出量の削減を図り、もって脱炭素社会の実現に向けた取組を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、つぎの各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 居住の用に供する建築物（マンションの専有部分（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第3項に規定する専有部分をいう。）を含む。）をいう。
- (2) 事業所 事業の用に供する建築物をいう。
- (3) マンション マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第2条第1号に規定するマンションで、区内に所在するものをいう。
- (4) 個人 区内に居住し、かつ、練馬区に住民登録がある者をいう。
- (5) 事業者 つぎのいずれかに該当する者をいう。
 - ア 本店もしくは支店または主たる事務所もしくは従たる事務所を区内に登録している法人であって、従業員数20名以下のもの（以下「法人」という。）
 - イ 区内に所在する事業所で事業を営む個人（以下「個人事業主」という。）
- (6) 管理組合 マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第2条第3号に規定する管理組合または同法第2条第4号に規定

する管理者等をいう。

- (7) 設置完了日 設置完了証明書（第2号様式）に記載の日付
- (8) 補助対象経費 補助対象設備の機器費と工事費の合計額から消費税および地方消費税に相当する額を差し引いた額をいう。
- (9) 区内施工業者 区内に事業所を有する施工業者をいう。
- (10) 太陽光発電設備 太陽光を電気に変換するシステムであり、太陽電池、パワーコンディショナーおよびその他これらに付随する機器類で構成されるものをいう。
- (11) エネファーム 都市ガス等の燃料と空気中の酸素との反応により発電し、発電時の排熱を給湯等に利用するシステムをいう。
- (12) エコキュート ヒートポンプ技術により空気中の熱を回収して給湯に使用する高効率給湯器のうち、冷媒として二酸化炭素を使用するものをいう。
- (13) LED照明 発光ダイオードを光源に使用する照明をいう。
- (14) 高断熱窓・ドア 室内の温度変化を防ぐ、断熱性能が高い窓・ドアをいう。

（補助対象設備の要件）

第3条 補助金の交付の対象となる設備（以下「補助対象設備」という。）の要件は、つぎの各号に定めるところによる。

- (1) 補助対象設備ごとの対象者および補助要件は、別表第1に定めるところとする。
- (2) 設置完了日が別表第2に掲げる期間内であること。
- (3) 未使用のものであること。中古品またはリース機器は、対象外とする。
- (4) 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）自らが設置したものでないこと。

（補助対象者および補助対象設備を設置した建築物の要件）

第4条 補助対象者および補助対象設備を設置した建築物の要件は、別表第3に定めるところとする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、別表第1に定めるところとする。ただし、補助金の額に

1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象設備の設置完了後、別表第2に掲げる申請期間内に、補助金交付申請書兼請求書（第1号様式）に、別表第4および別表第5に掲げる全ての書類を添えて、区長に申請しなければならない。

2 申請者が区内に居住していることの確認は、区長が、申請者の同意に基づいて住民情報を閲覧する方法等により行うものとする。申請者と同一世帯を構成する者についても同様とする。

3 申請者が住民税を滞納していないことの確認は、区長が、申請者の同意に基づいて住民税の納付状況を調査する方法等により行うものとする。

(手続の代行)

第7条 申請者は、前条第1項の規定による交付申請に係る手続を第三者に対し代行させることができる。

2 区長は、必要に応じて、前項の規定により手続を代行する者（以下「代行者」という。）が行う手続について調査を実施し、代行者がこの要綱の規定に従って手続を遂行していないと認めるときは、申請者に対し、代行の停止を求めることができる。

(交付決定)

第8条 区長は、第6条第1項の規定による交付申請を受けたときは、速やかに内容を審査し、交付の要件を満たすものについて、予算の範囲内において、補助金の交付を決定するものとする。ただし、第6条第1項の書類に不足、または申請内容に不備がある場合は、申請者に対し、相当の期間を定め、当該申請の補正を求めることができる。

2 区長は、前項本文の規定により、補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書兼交付額確定通知書（第4号様式）により申請者に通知するとともに、速やかに補助金を交付するものとする。

3 区長は、第1項の規定による審査の結果、補助金の不交付を決定したときは、補助金不交付決定通知書（第5号様式）により申請者に通知する。

(管理)

第9条 前条第1項本文の補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助金の交付を受けた設備（以下「補助金交付設備」という。）について、当該補助金交付設備に係る補助金の交付決定日から起算して5年間を管理期間とし、その期間が満了するまで、善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 交付決定者は、補助金交付設備の設置および使用により生ずる光の反射や騒音等について、その発生の防止に努め、周辺環境の保全に配慮しなければならない。

(処分の承認等)

第10条 交付決定者は、第9条第1項に定める管理期間内に補助金交付設備の処分（補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、または廃棄することをいう。以下同じ。）をしようとするときは、あらかじめ処分承認申請書（第6号様式）を区長に提出し、処分の承認を得なければならない。

2 区長は前項の処分の承認をした場合であって、必要があると認めるときは、交付決定者に対し、交付した額に、管理期間の残余の月数を60で除した値を乗じた額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を期限を定めて請求するものとする。

3 区長は前項の規定により、補助金の返還を請求した場合において、交付決定者が前項の金額を納付の期限までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）の納付を命ずるものとする。

(交付決定の取消しおよび補助金の返還)

第11条 区長は、交付決定者がつぎの各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付決定の内容またはこれに付した条件に違反したとき。

2 区長は、前項の規定により補助金の返還を請求した場合において、交付決定者に対し、補助金の受領日から納付の日までの日数に応じ、当該返還請求の金額（その一部を納付したときにおけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）の納付を命ずるものとする。

3 区長は、第1項の規定により補助金の返還を請求した場合において、交付決定者が前項の金額を納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）の納付を命ずるものとする。

（報告および調査）

第12条 区長は、補助金に関し必要があると認めるときは、申請者から報告を求め、または、自ら調査を実施することができる。

（協力）

第13条 区長は、交付決定者に対し、脱炭素の推進のため必要な範囲で協力を求めることができる。

（委任）

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、環境部長が別に定める。

（電子情報処理組織による申請）

第15条 第6条第1項の規定による交付申請および請求については、区長が別に定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

付 則

1 この要綱は、令和5年4月15日から施行する。

2 練馬区カーボンニュートラル化設備の設置等に係る補助金交付要綱の規定は、令和5年4月15日以後になされる申請、決定その他の行為について適用し、同日前になされた練馬区再生可能エネルギー・省エネルギー設備の設置等

に係る補助金交付要綱に基づく申請、決定その他の行為については、なお従前の例による。

付 則（令和6年4月10日6練環環第9号）

- 1 この要綱は、令和6年4月10日から施行し、同年4月1日から適用する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の練馬区カーボンニュートラル化設備の設置等に係る補助金交付要綱の様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加えて、なお使用することができる。

付 則（令和7年4月11日6練環環第2422号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和7年4月11日から施行し、同年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 補助対象設備の要件に関するこの要綱の適用については、令和7年度に限り、第3条第2号中「施工完了日が別表第2に掲げる期間内であること。」とあるのは、「施工完了日が令和7年2月1日から令和8年3月31日までの期間内であることとする。ただし、太陽光発電設備の場合は購入実績お知らせサービスに記載の発電設備の買取起算日または施工完了日が令和7年2月1日から令和8年3月31日までの期間内であることとし、蓄電システムの場合は保証書に記載された製品の保証期間の起点となる日または施行完了日が令和7年2月1日から令和8年3月31日までの期間内であること。」とする。

付 則（令和8年2月12日7練環環第2237号）

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第3条、第5条関係）

補助対象者の区分			補助対象設備および補助要件	補助金額
個人	事業者	管理組合	太陽光発電設備 1 太陽光発電システムを構成するモジュールが一般財団法人電気安全環境研究所(JET)によるモジュール認	80,000円

			証または国際電気標準会議(IEC)のIECEE-PV-FCS制度に加盟する海外認証機関による太陽電池モジュール認証を受けたものであること。	
個人	事業者	—	エネファーム 1 一般社団法人燃料電池普及促進協会(FCA)に登録されていること。	50,000円
個人	事業者	—	エコキュート 1 一般社団法人日本冷凍空調工業会の冷凍空調機器性能検定制度に合格した製品として登録されていること。	30,000円
—	—	管理 組合	LED照明 1 既存の蛍光灯、白熱電球、水銀灯、ハロゲンランプ(以下「蛍光灯等」という。)を用いた照明器具全体をLED照明に交換すること。 2 交換後の消費電力が、交換前に比べ、機器ごとに減少していること。	補助対象経費の1/2 (1) 49戸以下 上限250,000円 (2) 50戸以上99戸以下 上限500,000円 (3) 100戸以上 上限750,000円
個人	事業者	管理 組合	高断熱窓・ドア 1 外気に接する部分に、内窓、外窓、ガラスまたはドアの設置・交換をすること。 2 脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金(断熱窓への改修促進等による住宅の省エネ・省CO2加速化支援事業)またはみらいエコ住宅2026	補助対象経費の1/6 (1) 区内施工業者 上限200,000円 (2) 区内施工業者以外 上限120,000円

		事業において、補助対象となる製品として登録されていること。	
--	--	-------------------------------	--

別表第2（第3条、第6条関係）

設置完了日	申請期間
4月1日から翌年3月31日まで	4月15日から翌年3月31日まで

備考

- 1 申請期間の初日が、練馬区の休日を定める条例（平成元年3月練馬区条例第1号）第2条第1項で定める練馬区の休日に当たる場合には、その直後の平日を初日とする。
- 2 設置完了日の最終日および申請期間の最終日については、練馬区の休日を定める条例（平成元年3月練馬区条例第1号）第2条第1項で定める練馬区の休日に当たる場合には、その直前の平日を最終日とする。

別表第3（第4条関係）

補助対象者の区分	補助対象者の要件	補助対象設備を設置した建築物の要件
個人	<ol style="list-style-type: none"> 1 補助対象設備の設置に係る費用を自ら支払っていること。 2 住民税を滞納していないこと。 3 申請する補助対象設備と同一種類の設備で、申請日の属する年度およびその直近の過去5年度の間において、この要綱による補助金の交付決定を受けたことがないこと。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 申請時において申請者自らが現に居住している区内の住宅（同一敷地内の建築物を含む）であること。 2 補助対象設備の設置について建築物の所有者全員の承諾を得ていること。 3 申請日の属する年度およびその直近の過去5年度の間において、この要綱による補助金の交付を受けた同一種類の設備がないこと。 4 設置完了日が建物の登記事項証明書に記載の新築年月日から1年以上経過していること。

	<p>4 練馬区暴力団排除条例（平成24年12月練馬区条例第54号）第2条第3号に規定する暴力団関係者または代表者、役員もしくは使用人その他の従業者もしくは構成員に暴力団関係者に該当する者がある法人その他の団体（以下「暴力団関係者」という。）でないこと。</p>	<p>5 マンションの共用部分に設置する場合は、管理規約の取決めに基づいて設置し、必要に応じて管理組合から承諾を得ていること。</p>
<p>事業者</p>	<p>1 補助対象設備の設置に係る費用を自ら支払っていること。</p> <p>2 法人にあつては法人住民税を、個人事業主にあつては住民税を滞納していないこと。</p> <p>3 申請する補助対象設備と同一種類の設備で、申請日の属する年度およびその直近の過去5年度の間において、この要綱による補助金の交付決定を受けたことがないこと。</p> <p>4 暴力団関係者でない</p>	<p>1 申請時において申請者自らが現に事業を営んでいる区内の事業所（同一敷地内の建築物を含む）であること。</p> <p>2 補助対象設備の設置について建築物の所有者全員の承諾を得ていること。</p> <p>3 申請日の属する年度およびその直近の過去5年度の間において、この要綱による補助金の交付を受けた同一種類の設備がないこと。</p> <p>4 設置完了日が建物の登記事項証明書に記載の新築年月日から1年以上経過していること。</p> <p>5 マンションの共用部分に設置する場合は、管理規約の取決めに基づい</p>

	こと。	て設置し、必要に応じて管理組合から承諾を得ていること。
管理組合	<p>1 補助対象設備の設置に係る費用を自ら支払っていること。</p> <p>2 申請する補助対象設備と同一種類の設備で、申請日の属する年度およびその直近の過去5年度の間において、この要綱による補助金の交付決定を受けたことがないこと。</p> <p>3 暴力団関係者でないこと。</p>	<p>1 マンションの共用部分のみに使用するよう、補助対象設備の設置を行っていること。</p> <p>2 補助対象設備の設置について総会等で承認の議決を得ていること。</p> <p>3 設置完了日が建物の登記事項証明書に記載の新築年月日から1年以上経過していること。</p>

別表第4（第6条関係）

補助対象者の区分			提出書類
個人	事業者	管理組合	建物の登記事項証明書（申請日前6月以内のもの）の写し
個人	事業者	管理組合	補助対象設備の設置に係る領収書または領収書に代わる費用を支払ったことが分かる書類および内訳書の写し
個人	事業者	管理組合	設置完了証明書（第2号様式）
個人	事業者 （個人事業）	—	補助金の申請を行う日に属する年度の前々年度1月1日における住民登録地が練馬区以外の場合は、補助金の申請を行う前年度に賦課決定された当該住民登録地

	主)		の住民税納税証明書または非課税証明書（いずれも申請日前6月以内のもの）の写し
—	事業者 (個人 事業 主)	—	補助対象設備の設置を行った事業所で事業を営んでいることを証する書類
—	事業者 (法 人)	—	法人の全部事項証明書（申請日前6月以内のもの）の写し
—	事業者 (法 人)	—	法人住民税に係る納税証明書または法人住民税の課税が免除を受けていることを証する書類（いずれも申請日前6月以内のものであって、当該書類の発行日の時点において直近の年度のものに限る。）の写し
—	—	管理組 合	マンションの管理規約の写し
—	—	管理組 合	補助対象設備の設置に係る決議書またはこれに代わるものの写し

別表第5（第6条関係）

補助対象設備	提出書類
太陽光発電設備	(1) 太陽電池モジュールの枚数が全て確認できる写真 (2) 太陽光発電設備の配置を記した図面 (3) つぎに掲げるいずれかの書類 ア メーカー発行の保証書の写し イ メーカーまたは代理店発行の出荷証明書の写し ウ メーカーまたは代理店発行の納品書の写し (4) 一般財団法人電気安全環境研究所(JET)によるモジュール認証または国際電気標準会議(IEC)のIECEE-PV-FCS制度に加盟する海外認証機関による太陽電池モジュール認証を受けたもので

	あることが確認できる書類
エネファーム	<ul style="list-style-type: none"> (1) 設置状況が確認できる写真 (2) 型式番号・製造番号が記載された部分の写真 (3) メーカー発行の保証書の写し
エコキュート	<ul style="list-style-type: none"> (1) 設置状況が確認できる写真 (2) 型式番号・製造番号が記載された部分の写真 (3) 冷凍空調機器性能検定制度に合格した製品に貼付される検定証の写真 (4) メーカー発行の保証書の写し
LED照明	<ul style="list-style-type: none"> (1) 設置状況が確認できる写真（照明器具の種類ごとに1枚） (2) 設置した照明器具の型式番号および消費電力が確認できる書類 (3) 消費電力確認表（第3号様式） (4) 戸数が確認できる書類
高断熱窓・ドア	<ul style="list-style-type: none"> (1) 設置状況が確認できる写真 (2) 設置箇所を示す平面図 (3) 脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（断熱窓への改修促進等による住宅の省エネ・省CO2加速化支援事業）またはみらいエコ住宅2026事業に登録された製品型番が記載されたメーカー発行の性能証明書の写し